

# 社会福祉法人愛泉会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

### 2. 当社の課題

課題1： 男女の平均継続勤務年数の差異はないが、勤続年数自体は短い

課題2： 役員に占める女性の割合が低い

### 3. 目標

- ・ 男女ともに平均勤続年数を10年以上とする
- ・ 管理職に占める女性職員の割合を40%以上とする

### 4. 取組内容と実施時期

#### 取組1： 利用可能な両立支援制度を周知する

- 令和 4年 4月～ 管理職へ改正育児・介護休業法、両立支援制度の概要周知徹底
- 令和 4年 6月～ 資料作成し、全職員へ周知・啓発

#### 取組2： 長時間残業を削減するための意識啓発を行う

- 令和 4年 4月～ 業務のICT化による時間外勤務削減方法の検討
- 令和 4年 10月～ 業務効率化を図るためのソフト導入

#### 取組3： ロールモデルとなる女性管理職と女性職員との交流機会等の設定によるマッチング

- 令和 4年 4月～ 実施機会、方法の検討
- 令和 4年 10月～ 交流会の実施

社会福祉法人愛泉会 一般事業主行動計画

策定日：令和5年3月28日

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：長時間労働を防止する意識を高めるため、ノー残業デイを設ける。

<対策>

- 令和5年 4月～ 業務のICTによる時間外勤務時間削減の検討
- 令和5年 6月～ 業務効率化を図るためのソフト導入検討
- 令和5年10月～ 本格運用及び効果測定、ノー残業デイの実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員の所定外労働制限の制度を導入する。

<対策>

- 令和5年4月～ 全職員へ育児・介護休業法、両立支援制度の概要周知・啓発
- 令和5年6月～ 職員のニーズ調査と制度検討
- 令和6年4月～ 規則改正、実施

目標3：従業員の家族及び子どもを対象に、職場見学ができる「家族参観日」を創設する。

<対策>

- 令和5年4月～ 受け入れ方法や体制についての検討
- 令和6年4月～ 参観日の実施、次回に向けての検討